



## Vol.40

弁護士 向井 蘭  
狩野・岡・向井法律事務所  
東京都千代田区麹町4-2-6第二泉商事ビル8階

### ★ 懲戒処分グレーゾーン(1)

ある社員を懲戒解雇しようと考えています。30年以上当社に勤務してきましたが、多額の不正取引を行っていることが発覚しました。就業規則には「懲戒解雇の場合は、全部又は一部支給しないことができる」との定めがあります。退職金を全額カットしたいと思いますが、可能でしょうか？

いつも判断に迷う相談事案です。

就業規則に上記のような条項があれば、退職金を全部又は一部支給しないことは可能なように見えます。

しかし、就業規則に定めがあっても、そのとおり全ての処分が有効になるわけではありません。そこが難しいところです。

退職金は賃金の後払い的な性格を有していると言われていています。裁判所は、退職金を全く支払わない場合は、長年の勤続の功を抹消するような非違行為がある場合に限ると考えています。まったく退職金を支払わない場合については、非常に裁判所は厳しい態度で臨みます。

小田急電鉄事件（東京高裁判決平成15年12月11日労判867号5頁）は、鉄道会社の社員（勤続約20年）が、過去に電車内で痴漢行為を行い、一度懲戒処分を受けていたにもかかわらず、再び電車内で痴漢行為を行ったという事案です。鉄道会社の社員が、私生活上とはいえ、電車内で痴漢行為を行うことは会社としても容認できないということになりました。会社は、懲戒解雇を行い、退職金を支給しないという処分を行うことに決めました。

このような事案でも裁判所は、退職金については7割の減額が相当であると判断しました。3割は支払えという判断です。会社にとっては非常に厳しい判断です。

私の場合は、以下のように対応したらいかがですかとアドバイスすることが多いです。

「本来は懲戒解雇相当の事案ですが、諭旨解雇処分としたいと思います。退職合意書についてサインして下さい。また、本来であれば退職金は全額支給しないところですが、退職金の5割を支給するので、残りの5割は被害弁償にあてたいと思います。この内容で合意することができれば、残りの損害賠償債務は請求しないこととしたいと思います」

ポイントは以下の通りです。

- ・退職金を一部支給することで労働者にも納得して退職してもらう
- ・労働者にとっても、刑事告訴などのリスクがなくなる
- ・合意書を交わすことで、解雇や退職金不支給の点での訴訟リスクを減らす。
- ・横領などの不祥事については、退職した社員から金銭を返還してもらうことは実務上難しいが、退職金を原資にして返還してもらう。

書式も添付しておきます。

お気軽にご相談下さい (10:00~17:00)  
TEL 03-3288-4981 / FAX 03-3288-4982  
E-mail : r.mukai@mbm.nifty.com

A会社とBは、以下の通り合意した。

1. A会社とBは、Bが平成23年●月●日付でA会社を退職することに合意する。
2. Bは、BがA会社に有する退職金請求権●円のうち、●円の退職金請求権を放棄する。  
また、Bは、Bの退職金請求権の残りの●円の退職金請求権については、別紙（※表にして不正取引の事実を特定します）のとおりBが行った不正取引（以下、「本件不正取引」という）の損害賠償債務の弁済に充てる。
3. A会社は、今後、本件不正取引について、民事上、刑事上の責任は問わない。
4. A会社とBは、A会社とBの間には、本合意書に定めるもののほか、何らの債権債務が存在しないことを確認する。